

まん延防止等重点措置協力支援金(飲食店等)【令和4年1～2月分】の

本申請について

令和4年1月27日(木)～2月20日(日)分

本協力支援金は、次の要請にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者が対象です。

要請期間	令和4年1月27日(木)から2月20日(日)まで(最大25日間) (遅くとも1月29日(土)からご協力いただく必要があります。)
対象施設	石狩市内全域、かつ、次の施設(店舗) 〔飲食店〕食品衛生法上における飲食又は喫茶店営業許可を受けている飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く) 〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設(店舗)及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店 〔結婚式場〕食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場等(披露宴等を行うホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)も含む) ＜次の施設(店舗)は要請(協力支援金)の対象外＞ ●宅配・テイクアウト専門店●イートインスペースがあるスーパーやコンビニ●移動販売車や屋台、露店 ●宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店●マンガ喫茶やネットカフェなど、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設(店舗)●社員のみが利用する社員食堂 等
要請内容	北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の認証の有無によって、要請期間における要請内容が異なります。 ＜認証店＞ ○全ての期間において、次のAまたはBいずれか一方の要請に応じる(※当初の選択は変更不可) A 営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込を含む。以下同じ。)を11時～20時とする B 営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない ＜非認証店＞ ○全ての期間において、営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない ＜認証店・非認証店とも共通＞ ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内 ○業種別ガイドラインや感染防止対策チェック項目を遵守 ○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する
主な支給要件	○協力開始が1月27日(木)よりも遅れた場合は、ご協力いただいた日数に応じた協力支援金額となります(例えば、1月28日(金)からご協力いただいた場合は、1日分減額となります)。なお、1月30日(日)以降からご協力いただいた場合には、協力支援金の支給要件を満たさず、一切支給できませんのでご注意ください。 ○対象施設については、要請期間の前日(令和4年1月26日(水))までに、「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」「菓子製造業許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは不可)を取得しており、かつ、要請開始前から営業実態がある施設(店舗)が対象です。 ○本協力支援金は、従来から20時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象となります。(従来から20時まで閉店している店舗は支給対象とはなりません。) (注意) 従来から21時まで閉店している認証店は、上記Aの「営業時間を5時～21時の間に短縮」の要請への対応を実施しえないため、上記Bの取組を行う場合に限り本協力支援金の対象となります。
協力支援金額	1施設(店舗)1日あたりの協力支援金額*× 要請に応じた日数(23～25日間) *施設(店舗)ごとに企業規模や売上高等に応じて算出した金額
申請期間	令和4年2月21日(月)から3月31日(木)まで【当日消印有効】
(注意) 管理している施設(店舗)が、次の市町村にも所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。 ◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市 上記以外^①の市町村に所在する場合は、道へ申請してください。 【問い合わせ先】011-350-7377(専用ダイヤル) 受付時間 8時45分から17時30分まで	

●要請内容Aに協力いただいた第三者認証店～「認証店A」

●要請内容Bに協力いただいた第三者認証店～「認証店B」

■協力支援金の支給対象施設(店舗)

従来(通常)の 営業終了時間	第三者認証店	支給 対象	第三者認証店以外	支給 対象
20時までの店舗	●20時までの通常営業	×	●20時までの通常営業 (酒類提供停止(持込含む))	×
20時を超えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ●21時までの通常営業 B 20時までの時短営業又は休業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	×	●20時までの時短営業又は休業 (酒類提供停止(持込含む))	○
21時を超える店舗	次のいずれかを選択(当初の選択は変更不可) ※21時を超える営業は不可 A 21時までの時短営業【認証店A】 (酒類提供11～20時まで) B 20時までの時短営業又は休業【認証店B】 (酒類提供停止(持込含む))	○		
共 通	・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う			

※協力支援金の単価:「○」＝認証店A(2.5～7.5万円/日)、「◎」＝認証店B(3～10万円/日)

※「×」＝営業時間短縮に該当しないため、支給対象外

■協力支援金の単価(1日あたり)

〈認証店A〉のみ (営業時間を5時から21時の間に短縮し、かつ 酒類の提供を11時から20時までとした場合)

2021年、2020年又は2019年の1～2月の1 日当たりの売上高	～8万3,333円以下	8万3,333円超～ 25万円以下	25万円超～
中小企業・ 個人事業者	売上高方式 2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日当たりの売上高の3割)	7.5万円/日
大企業	売上高減少方式 計算式 2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当たりの売上高減少額×0.4 上限額 20万円/日 又は 2021年、2020年又は2019年の 1～2月の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		

〈認証店B〉 (営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供(持込を含む)を行わない場合)

〈非認証店〉 (営業時間を5時から20時の間に短縮し、かつ 終日酒類の提供(持込を含む)を行わない場合)

2021年、2020年又は2019年の1～2月の1 日当たりの売上高	～7万5千円以下	7万5千円超～ 25万円以下	25万円超～
中小企業・ 個人事業者	売上高方式 3万円/日	3～10万円/日 (1日当たりの売上高の4割)	10万円/日
大企業	売上高減少方式 計算式 2021年、2020年又は2019年の1～2月の1日当たりの売上高減少額×0.4 上限額 20万円/日		

※ 新規開業(開店)等の1日当たりの売上高の算定の特例

ア 2021年1月2日から2022年1月26日までの間に開店した場合

2021年1月2日から2022年1月26日までの間に開店した施設(店舗)においては、前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

1日当たりの売上高	計算方法
○開店から要請日前日までの1日当たりの売上高	(開店日から2022年1月26日の売上高の合計) ÷(開店日から2022年1月26日の暦日数)
○2021年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2021年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2021年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

イ 2020年1月2日から2021年1月1日までの間に開店した場合

2020年1月2日から2021年1月1日までの間に開店した施設(店舗)においては、前々々年(2020年)又は前々々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

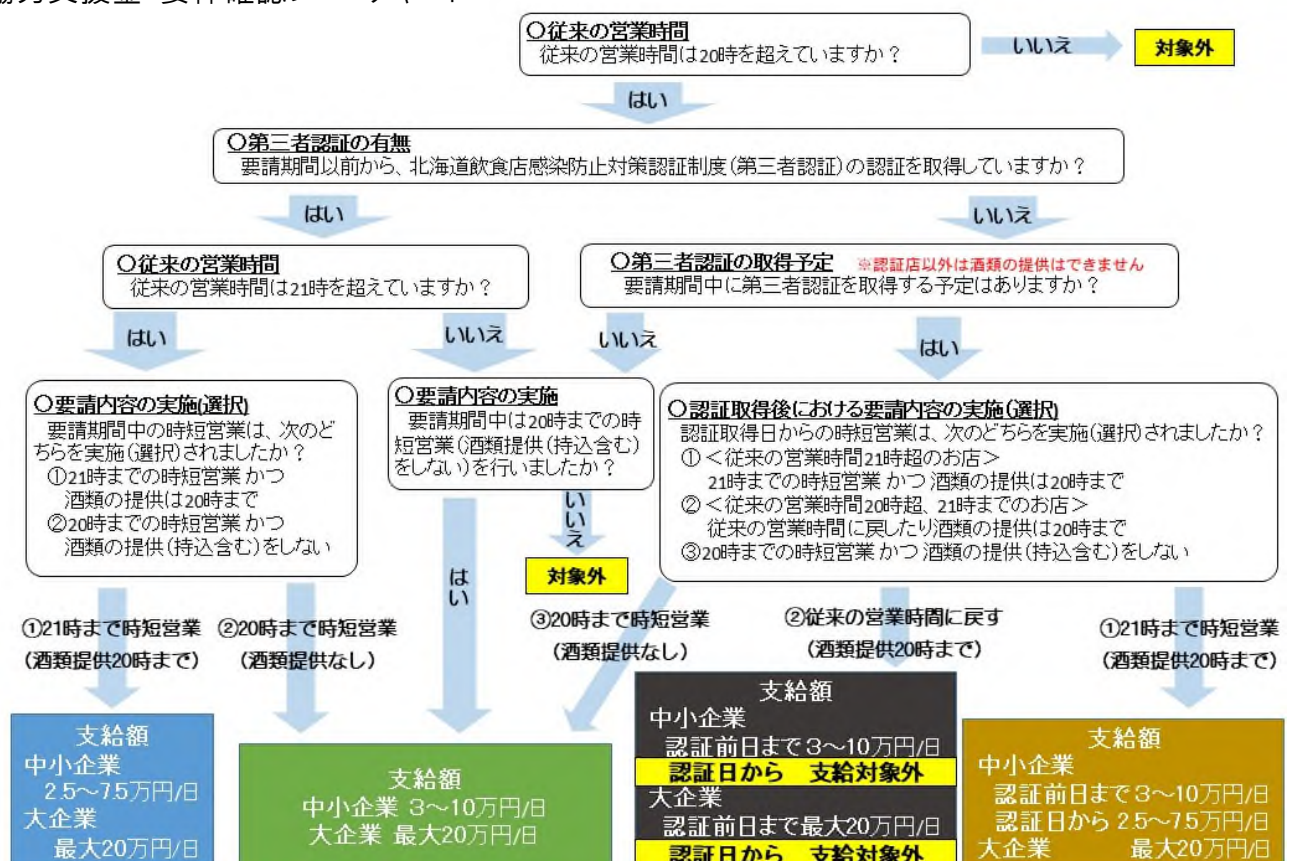
1日当たりの売上高	計算方法
○2021年の1月と2月の1日当たりの売上高	(2021年の1月と2月の売上高の合計) ÷(2021年の1月と2月の暦日数(59日))
○2020年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2020年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2020年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

ウ 2019年1月2日から2020年1月1日までの間に開店した場合

2019年1月2日から2020年1月1日までの間に開店した施設(店舗)においては、前々々々年(2019年)の参照する月の売上高が存在しないことから、次のいずれかの計算方法により1日当たりの売上高を算定します。

1日当たりの売上高	計算方法
○2020年又は2021年の1月と2月の1日当たりの売上高	(2020年又は2021年の1月と2月の売上高の合計) ÷(2020年又は2021年の1月と2月の暦日数)
○2019年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の1日当たりの売上高	(2019年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の売上高の合計) ÷(2019年2月から12月までの期間のうちから「任意で選択した月」(その月の1日から月末まで)の暦日数)

■協力支援金・要件確認フローチャート



【企業規模の定義】 中小企業基本法に基づき以下のとおりとなります。

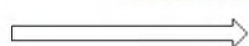
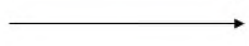
中小企業 < 飲食業 > 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円以下の会社又は、「常時使用する従業員の数」が50人以下の会社・個人 < カラオケなどのサービス業 > 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円以下の会社又は、「常時使用する従業員の数」が100人以下の会社・個人	大企業 < 飲食業 > 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円を越え、かつ「常時使用する従業員の数」が50人を越える会社 < カラオケなどのサービス業 > 「資本金の額又は出資の総額」が、5,000万円を越え、かつ「常時使用する従業員の数」が100人を越える会社
---	--

■ 第三者認証店・非認証店別の1日あたりの協力支援金額

			支給額/日	
			中小企業・個人事業者	大企業
事例①	全期間認証店	・全期間21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）	A 2.5万円～7.5万円	最大 20万円
事例②	全期間認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B 3万円～10万円	
事例③	途中から認証店	・●日まで20時までの時短営業かつ酒類提供なし、●日から21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）（注意）	B ●日 A B期間 3万円～10万円 A期間 2.5万円～7.5万円（注意）	
事例④	途中から認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B ●日 B 3万円～10万円	
事例⑤	全期間非認証店	・全期間20時までの時短営業かつ酒類提供なし	B 3万円～10万円	

※当初選択した要請（協力）内容は変更できません。但し、要請期間中に第三者認証の認証を取得した施設（店舗）は、認証日をもって、認証店の要請内容に変更できます。

※事例③ 従来（通常）の営業終了時間が20時を超えて21時までの施設（店舗）については、要請期間中に認証を取得した場合、従来（通常）の営業終了時間に戻すことや酒類提供も11時～20時まで可能になります。ただし、これらの場合は認証日からの期間（A期間）の協力支援金は支給されません。

 認証店であった期間
 非認証店であった期間
A 21時までの時短営業（酒類の提供は20時まで）
B 20時までの時短営業かつ酒類提供（持込含む）なし

早期給付を申請された皆様へ

早期給付を申請し受給した場合は、本申請において必要書類を全てご提出いただいた後、総支給額と早期給付で受給した分（35万円/施設（店舗））との差額を追加で給付いたします。また、早期給付を受給した後、本申請の審査等により支給要件を満たさず不支給となった場合は、早期給付分を返還いただくこととなります。

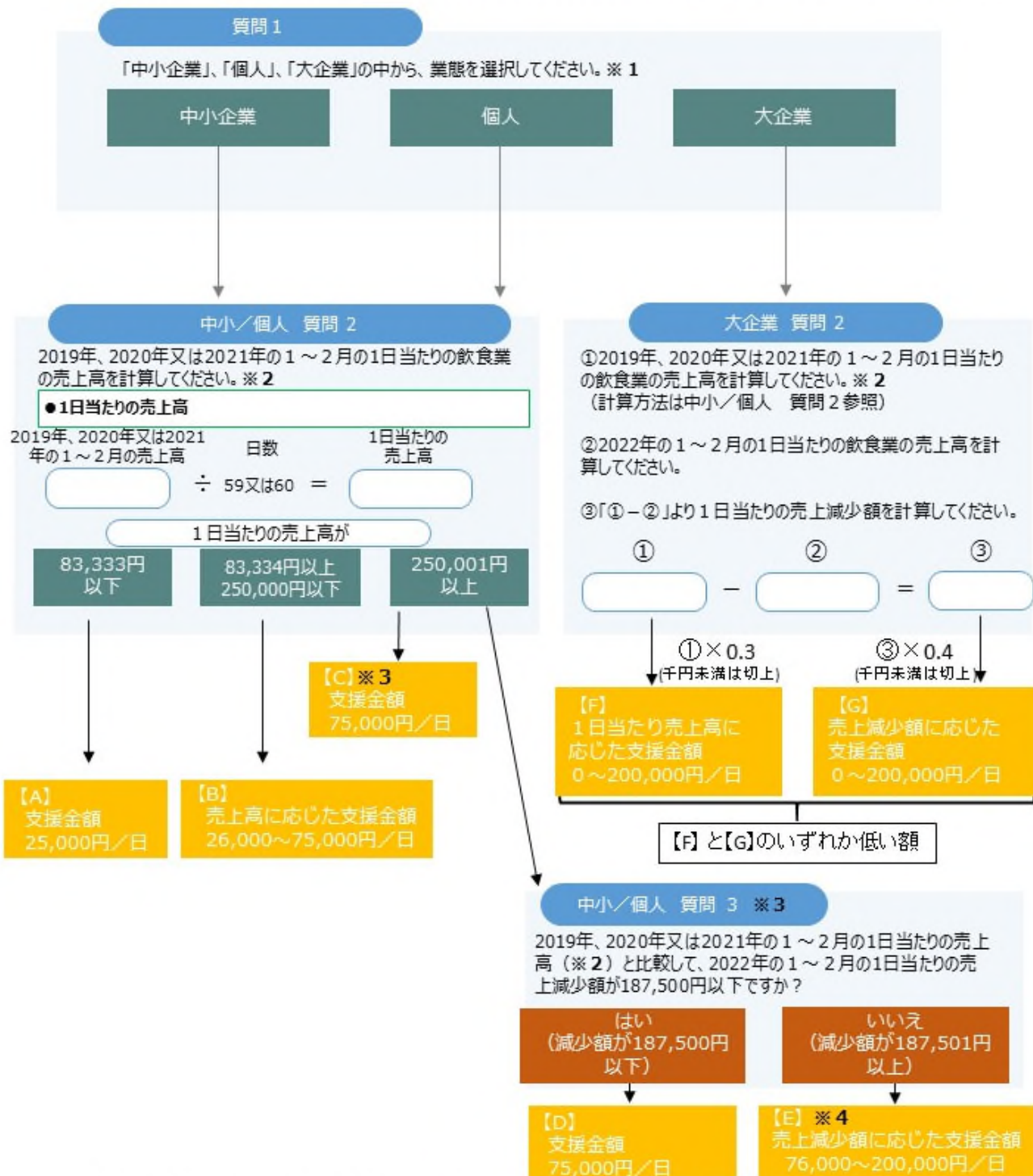
※早期給付額が総支給額を上回り、過払いが生じた場合は、差額を返還いただくこととなります。

※早期給付を申請し受給した場合は、協力支援金額の算定は「売上高方式」を選択していただく必要があります（「売上高減少方式」は選択不可）。

【支援金額の計算手順フロー】

認証店A(21時まで営業時短(酒類提供11～20時まで))

※申請に当たっては、申請書【支給金額の計算手順】(様式1-3-ア・1-4-ア)に沿って計算してください。



※1 中小企業・個人事業者においても大企業の方式(売上高減少方式)による支援金額とすることも可能です。
(早期給付を申請している事業者を除く)

※2 2019年1月2日以降に営業を始めた施設(店舗)は別の計算式により1日当たりの売上高を計算することも可能です。詳しくは手引きP2～3「新規開業(開店)等」の1日当たりの売上高の算定の特例をご覧ください。

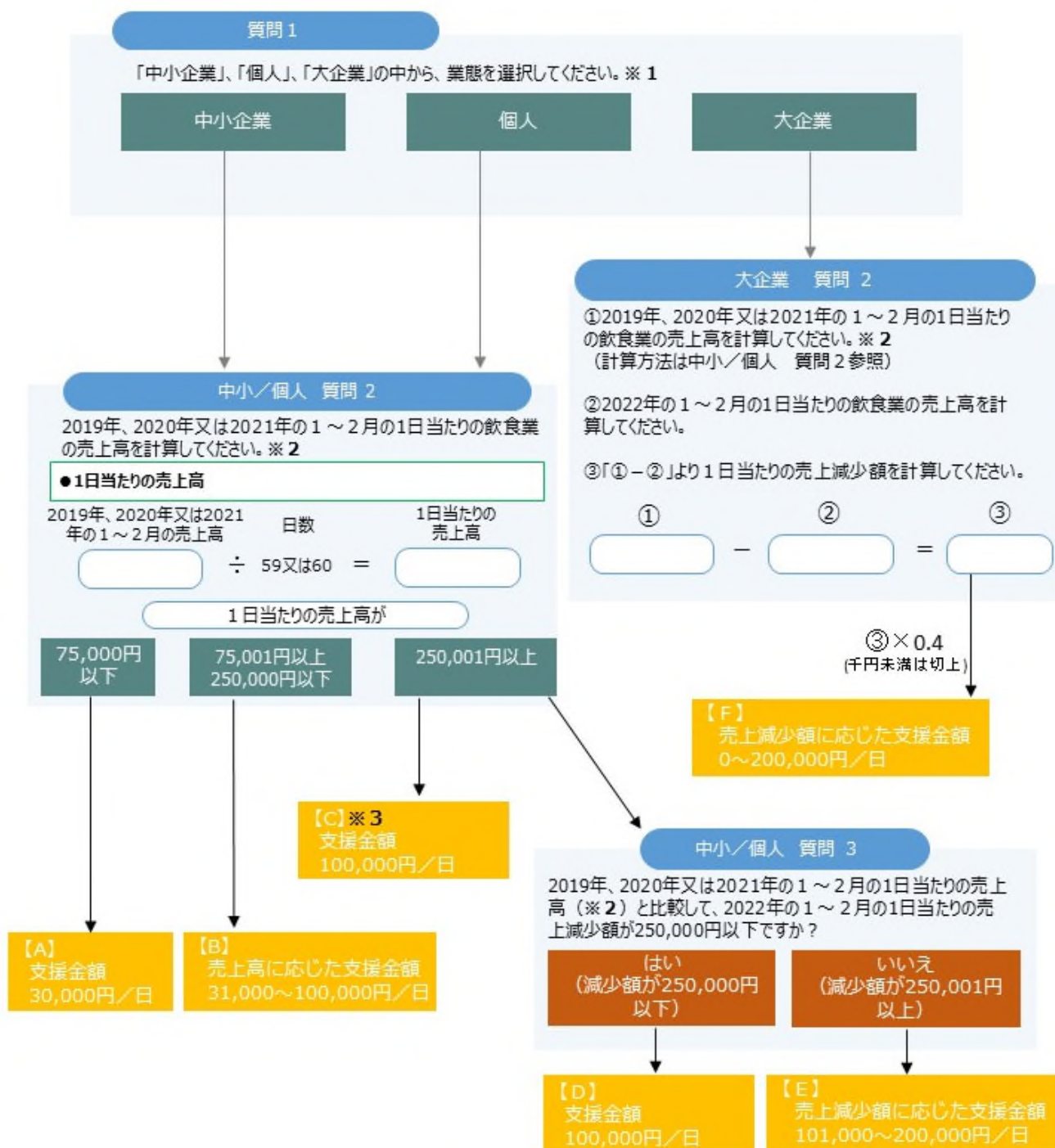
※3 早期給付を申請している事業者で、1日当たりの売上高が250,001円以上の事業者は【C】になります。早期給付を申請していない1日当たりの売上高が250,001円以上の事業者は中小/個人 質問3に進んでください。

※4 【E】と2019年、2020年又は2021年の1～2月の1日当たりの飲食業の売上高(※2)×0.3のいずれか低い額になります。

【支援金額の計算手順フロー】

認証店B・非認証店(20時まで営業時短(酒類提供停止))

※申請に当たっては、申請書【支給金額の計算手順】(様式1-3-イ・1-4-イ)に沿って計算してください。



※ 1 中小企業・個人事業者においても大企業の方式(売上高減少方式)による支援金額とすることも可能です。
(早期給付を申請している事業者を除く)

※ 2 2019年1月2日以降に営業を始めた施設(店舗)は別の計算式により1日当たりの売上高を計算することも可能です。詳しくは手引きP2～3「新規開業(開店)等の1日当たりの売上高の算定の特例」をご覧ください。

※ 3 早期給付を申請している事業者で、1日当たりの売上高が250,001円以上の事業者は【C】になります。早期給付を申請していない1日当たりの売上高が250,001円以上の事業者は中小/個人 質問3に進んでください。

石狩市への申請概要

I 受付期間

令和4年2月21日（月）から令和4年3月31日（木）まで【当日消印有効】

※期限を過ぎたものは受付しません。余裕を持って申請してください。

II 申請書類の郵送先

※感染症拡大防止の観点から、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

〒061-3216

石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

※ 申請書類等は、以下よりダウンロードすることが可能です。

石狩市感染防止対策協力支援金事務局ホームページ（石狩商工会議所 HP 内）

(URL) <https://www.ishikari-cci.or.jp/>



III 問い合わせ先

0133-72-2111（石狩商工会議所内）

受付時間 午前8時45分から午後5時15分まで（土日祝を除く）

石狩市への申請について

I 協力支援金の概要

北海道による要請に応じて、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設（店舗）を管理する事業者を対象に、協力支援金を支給いたします。

※ 本要請において認証店・非認証店ともに、それぞれの要請内容を令和4年1月27日（木）（遅くとも1月29日（土））から2月20日（日）までの全ての期間において応じている必要があります。

II 申請要件

1 石狩市内において対象施設（店舗）を管理する法人又は個人事業者

※ 石狩市内の対象施設を管理する事業者の本社が、石狩市外にある場合も支給対象となります。

※ 石狩市内で複数の施設（店舗）を管理している事業者は、取組を行った施設（店舗）分を一括して申請してください。この場合、各施設（店舗）の協力支援金額を合計した金額を支給いたします。

注意

管理している施設（店舗）が、次の市町村に所在する場合は、所在する各市町村への申請が必要となります。

◆札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市

- 2 要請期間開始の前日（令和4年1月26日）の時点で、営業に必要な保健所の「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」（「菓子製造業許可」や「社交飲食店営業許可」のみでは不可）を取得しており、かつ、要請開始前から営業実態がある対象施設を管理する事業者

※ 1つの施設（店舗）を複数の事業者が共同で管理しているような場合、代表して申請を行う事業者のみ対象となります。

- 3 対象施設のうち要請期間の全てにおいて、次の「★」印がついた要請に応じた施設（店舗）を管理する事業者

従来（通常）の 営業終了時間	第三者認証店	支給 対象	第三者認証店以外	支給 対象
20時までの店舗	☐ 20時までの通常営業	×	☐ 20時までの通常営業 （酒類提供停止（持込含む））	×
20時を超えて 21時までの店舗	次のいずれかを選択（当初の選択は変更不可） ☐ 21時までの通常営業 ★ ☒ 20時までの時短営業又は休業【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	×	★ ☐ 20時までの時短営業又は休業 （酒類提供停止（持込含む）） ※20時を超える営業は不可	○
21時を超える店舗	次のいずれかを選択（当初の選択は変更不可） ※21時を超える営業は不可 ★ ☒ 21時までの時短営業 【認証店A】 （酒類提供11～20時まで）	○		
	★ ☒ 20時までの時短営業又は休業【認証店B】 （酒類提供停止（持込含む））	○		
共 通	・同一グループの同一テーブルへの入店案内を4人以内とする ・業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目の遵守 ・カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策の徹底を行う			

- 4 申請事業者が、次のいずれにも該当していないこと。

- (1) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
- (2) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
- (4) 事業の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

Ⅲ 申請手続き等

1 本支援金の申請に必要な書類等の入手方法

- (1) 石狩市感染防止対策協力支援金事務局ホームページ（石狩商工会議所 HP 内）
（URL）<https://www.ishikari-cci.or.jp/>

※ 申請書類等をダウンロードすることが可能です。

- (2) 石狩市役所 1 階ロビー、3 階商工労働観光課
石狩商工会議所
石狩北商工会



2 申請書類の提出

「申請書類について（11 ページ～）」に記載の申請書類を提出してください。

- ※ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※ 申請書類のご提出前に必ず写しを取り、お手元で保管してください。
- ※ 提出いただいた書類の返却はいたしません。

3 申請受付方法及び申請受付期間

＜郵送による申請＞

令和4年2月21日（月）から令和4年3月31日（木）まで【当日消印有効】

【郵送先】

〒061-3216

石狩市花川北6条1丁目5番地 石狩商工会議所内

石狩市感染防止対策協力支援金事務局

※ 郵便物の到着に係る確認のお問い合わせには対応できませんので、簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ、配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

普通郵便でお送りいただいた場合、書類の不着により申請が受け付けられない場合があります。

※ 写真や書類のコピー等を同封される場合は、申請者のお名前（法人名、個人事業者名）や施設（店舗）名を余白や裏面に記載してください。

※ 封筒には、切手を貼り付け、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。料金不足の場合には、返送させていただきます。

※ 感染症の拡大防止のため、お持ち込みによる申請は受け付けいたしません。

※ 石狩市外の対象施設については、別途、申請していただく必要がありますので、あらかじめご確認をお願いいたします。

4 申請の簡素化

以下の協力支援金を申請した方は簡素化が可能です。詳細はチェックリストをご参照ください。

（協力支援金の名称）	（対象期間）
緊急事態措置協力支援金【5月分】	令和3年（2021年）5月16日（日）～令和3年（2021年）5月31日（月）
緊急事態措置協力支援金【6月分】	令和3年（2021年）6月1日（火）～令和3年（2021年）6月20日（日）
まん延防止等重点措置協力支援金【6月～7月分】	令和3年（2021年）6月21日（月）～令和3年（2021年）7月11日（日）
まん延防止等重点措置協力支援金【8月分】	令和3年（2021年）8月14日（土）～令和3年（2021年）8月26日（木）
緊急事態措置協力支援金【8月～9月分】	令和3年（2021年）8月27日（金）～令和3年（2021年）9月12日（日）
緊急事態措置協力支援金【9月分】	令和3年（2021年）9月13日（月）～令和3年（2021年）9月30日（木）

5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に協力支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、電話等により内容の確認をさせていただきます場合があります。その際、期日までに回答や必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものとみなしますので、ご注意願います。

また、申請書に記載いただいた支給金額等の修正が必要な場合、電話等により、修正後の金額等についてご説明させていただくことがあります。

6 通知等

申請書類の審査の結果、本協力支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本協力支援金を支給しない旨の決定をしたときにも、不支給に関してご連絡いたします。

IV その他

- 1 本協力支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本協力支援金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合は、申請者には協力支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・保健所・市町村等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について、誓約していただきます。

申請書類について

1 申請書（様式1）※様式1-1～1-3まで3枚あります。

協力支援金額の算定にあたっては、**飲食部門の売上高（消費税及び地方消費税を除く）**を記載いただきます。

飲食部門の売上高には、**原則としてデリバリーやテイクアウト、宿泊者に対する飲食を含めたサービス、物販等の要請対象外の行為の売上は含まれません。**（申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください。）分けることができない場合は、下限額にて申請してください。

振込口座については、必ず申請者名義の口座をご指定ください。法人の場合は当該法人名義の口座に限ります。

2 誓約書（様式2）

本協力支援金の申請にあたって誓約いただく事項を必ずご確認ください。

3 売上高及び営業実態が確認できるもの

【法人・個人事業者共通】

① 1日当たりの売上高を算出した年（2019年、2020年又は2021年）の**1～2月**の売上台帳等の帳簿の写し

※ 申請を行う全ての施設（店舗）分が必要です。また、年月・事業者名・店舗名・月の売上合計・事業別の売上（複数事業を営んでいる場合のみ）が記載されたものをご提出ください。

※ 新規開業（開店）等の特例で申請する場合は、選択した年月に対応したものをご提出ください。

② 直近の確定申告書「別表一」（個人にあつては、「第一表」）の写し。個人番号を塗りつぶしたもの）

※ 中小企業（個人事業者を含む）の施設（店舗）で、**1日当たりの売上高が一定額以下の場合、①は不要です**（詳細は申請書にてご確認ください）。

この場合、当該施設（店舗）の1日あたりの協力支援金額は、「売上高方式」の下限額となります。**この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。**

※ 売上高が明確に確認できる書類を提出できない場合は、各算出方式の下限額で当該施設（店舗）の協力支援金額が算出されます。**この場合でも、営業実態の確認のため、②はご提出いただきます。**

③ 売上高減少額方式により算出される場合には、2022年1～2月の売上台帳等の帳簿の写しが必要です。

【法人の場合】

① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「別表一」の写し）

② 直近及び1日当たりの売上高を算出した年の法人事業概況説明書（月別売上高）の写し ※表裏両面

③ 履歴事項全部証明書の写し

【個人事業者の場合】

- ① 1日当たりの売上高を算出した年の確定申告書の写し（「第一表」の写し。個人番号を塗りつぶしたもの）
- ② 青色申告決算書（月別売上高）の写し／白色申告収支内訳書の写し ※表裏両面

【留意事項】

- ① 創業後間もなく、決算期や申告時期を迎えていない場合は、「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し又は「法人設立・設置届出書」の写しを提出してください。
- ② 審査にあたり、必要に応じて追加の資料提出を求めることがあります。

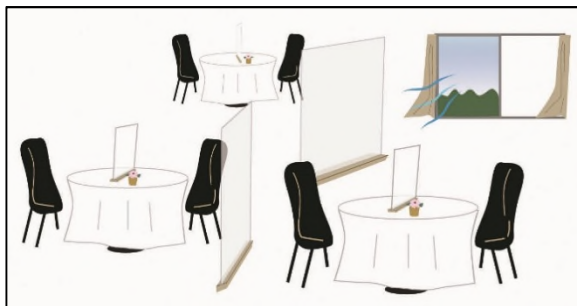
- 4 営業に必要な許可を取得していることが分かるもの（申請を行う全ての施設（店舗）分）～保健所の飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ※ 営業許可証に記載された名義が申請者と異なる場合、申請者との関係性を示す資料をあわせてご提出ください（住民票、雇用契約書、委託契約書の写しなど）。
- ※ 上記以外の菓子製造業許可や社交飲食店営業許可のみでは申請できません。

- 5 業種・業態・従前（通常）の営業時間が確認できるもの（申請を行う全ての施設（店舗）分）

- ① 外観（店舗名が確認できる）写真



- ② 内観（飲食スペース及び感染防止対策等を行っていることが分かる）写真



- ③ 従来（通常）の営業時間が分かる施設の掲示物、宣伝チラシ、店舗ホームページ、メニュー表、SNS画面など

6 要請に協力いただいたことが分かるもの（申請を行う全ての施設（店舗）分）

- ① 要請期間中に営業時間の短縮・休業、酒類提供の取りやめ（酒類の提供のある施設（店舗）のみ）ている案内を店頭（店外）に掲示していることが分かる写真



- ② 要請期間中に営業時間の短縮・休業、酒類提供の取りやめ（酒類の提供のある施設（店舗）のみ）たことが分かる掲示物、告知チラシ、店舗のホームページ、SNS画面、DMの写しなど

（掲示物参考例）※本様式は、北海道のホームページで公開しています。

（石狩市のホームページでも同様の様式を公開しております）

休業のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
つぎの期間 **休業します。**
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施期間
月 日() ~ 月 日()

従前の営業時間（休業前）
時 分 ~ 時 分

店舗名:

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
時短営業を実施していますので
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施期間
月 日() ~ 月 日()

時短後の営業時間
時 分 ~ 時 分

酒類の提供: 時 分まで

従前の営業時間（短縮前）
時 分 ~ 時 分

店舗名:

営業時間短縮のお知らせ

北海道からの要請により、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、
時短営業を実施していますので
ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

実施期間
月 日() ~ 月 日()

時短後の営業時間
時 分 ~ 時 分

酒類の提供: いたしません。

従前の営業時間（短縮前）
時 分 ~ 時 分

店舗名:

7 口座振替を希望する口座の通帳等の写し

口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、店舗名が分かる通帳のページや金融機関が発行する口座証明書の写し

※【5月分】、【6月分】、【6～7月分】、【8月分】、【8～9月分】又は【9月分】を受給した方は省略することができます。

8 申請書の本人確認書類の写し（個人事業者のみ）

運転免許証、保険証等のいずれかの写し

※ 現住所等が裏面に記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。

9 その他

提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。書類の記入にあたっては、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

申請にあたってよくあるお問い合わせ・参考情報

- 1 屋台、キッチンカー、宿泊者のみが利用するホテル・旅館内の飲食店、飲食店のテイクアウト・デリバリー、ホテルのルームサービス、物販は要請の対象外ですので、協力支援金も支給されません。

テイクアウト、デリバリーや宿泊者の利用分の支給対象外の売上高が算定に含まれている場合は、対象外経費を分けて申請してください（申請に必要な売上台帳等の帳簿の写しの提出にあたっては、それが分かるよう仕分等をしてください）。分けることができない場合は、下限額にて申請してください。

- 2 売上を比較する年月の確定申告書を提出する場合でも、直近の確定申告書の提出が必要です。

- 3 申請者名と提出された書類（確定申告書、営業許可証等）に記載されている代表者名や事業主名等が異なる場合は、その理由（例えば、その関係性や承継されたこと等）が分かる書類を提出してください。特に確定申告書の代表者名、事業主名が異なる場合に留意してください。

- 4 その他「よくあるご質問」については、北海道の HP をご覧ください。

（URL）<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.html>



【参考情報】

① 業種別ガイドライン

【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室のページ】

（URL）<https://corona.go.jp/prevention/>

② 社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会のページ】

（URL）<http://zensyaren.net/>

③ オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 日本バーテンダー協会のページ】

（URL）<http://www.bartender.or.jp/covid19guideline20210414>

④ カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【一般社団法人 カラオケ使用者連盟のページ】

（URL）<https://www.kua.or.jp/>

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン

【一般社団法人 日本フードサービス協会のページ】

（URL）<http://www.jfnet.or.jp/contents/safety/>

⑥ 結婚式場業「新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」

【公益社団法人日本ブライダル文化振興協会のページ】

（URL）<https://www.bia.or.jp/guidelines/>

⑦ 感染防止対策チェック項目

【北海道のホームページ】

（URL）https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/3/8/1/1/9/2/4/_/checklist_v2.pdf

- 5 北海道飲食店感染防止対策認証制度については、申請受付中です。

専用ダイヤル 0570-783-816(9:00～18:00)

（URL）<https://do-safety.jp/>

本協力支援金の申請等に関するお問い合わせ先

北海道感染防止対策協力支援金事務局

電話番号：011-350-7377（専用ダイヤル）

受付時間：平日 8時45分から17時30分まで

申請前にご確認ください！ （提出は不要です）

協力支援金 支給要件チェックシート

食品衛生法上の飲食店（喫茶店）営業許可はありますか？（許可が途中で切れていませんか？） ☐ あります（許可期間中です） ☒ ありません（許可が切れており、更新していません）【支給対象外】		令和4年1月26日以前から営業実態がありますか？ ☐ あります ☒ ありません【支給対象外】	
申請日時時点で、第三者認証を取得していますか？ ☐ 取得済みです。（認証店） ☐ 取得していません。（非認証店）	従来の閉店時間は？ ☐ 21時を超えています。 ☐ 20時過ぎ～21時ちょうどです。 ☒ 20時以前です（20時ちょうどを含む）。【支給対象外】	どの区分の要請に応じますか？ ☐ 21時まで時短営業し、酒類提供は20時まで（又は酒類提供なし）とします。 ☐ 20時まで時短営業し、酒類提供しません。 ☐ 要請期間中は休業します。 ☒ 酒類提供を20時までとし、21時以前（従来どおり含む）に閉店します。【支給対象外】 ☒ 従来から酒類を提供しておらず、21時以前（従来どおり含む）に閉店します。【支給対象外】 ☐ 20時まで時短営業し、酒類提供しません。 ☐ 要請期間中は休業します。	
	☐ 20時を超えています ☒ 20時以前です（20時ちょうどを含む）。【支給対象外】	☐ 20時まで時短営業し、酒類提供しません。 ☐ 要請期間中は休業します。	

※本シートで要件に該当したことをもって、支援金の支給を確約するものではありません。

協力支援金の不正受給は犯罪です！

申請内容に虚偽があることや不正等が発覚した場合は、協力支援金の全額返還を求め
るほか、加算金の支払いを請求する場合があります。

- ①実際には要請時間以降も客を滞在させて営業を行っているにもかかわらず、営業時短要請に応じたように見せかける。
- ②要請以前から廃業・休業していたにもかかわらず、営業実態があるように見せかける。
- ③通常の営業終了時間が営業時短要請の時間より前であるにもかかわらず、以前から営業時短要請の時間を超えて営業していたかのように見せかける。
- ④21時まで営業した日があるにもかかわらず、1日あたりの協力支援金額を3～10万円
で申請する。

など、虚偽申請は絶対に行わないようご注意ください。軽い気持ちで不正を行うと、
重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。